

防整技第 3 2 3 9 号
令和 6 年 2 月 2 1 日

大 臣 官 房 長
地 方 協 力 局 長
施 設 等 機 関 の 長
各 幕 僚 長 殿
情 報 本 部 長
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

整備計画局長
(公印省略)

令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（通知）

標記について、国土交通省から、農林水産省及び国土交通省における公共事業労務費調査（令和 5 年 1 0 月調査）に基づき別紙第 1 のとおり決定した旨の連絡があったので、適用に当たっての特例措置について別紙第 2 のとおり定め、令和 6 年 3 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（防整技第 3 1 1 9 号。令和 5 年 2 月 2 1 日）は、令和 6 年 2 月 2 9 日限りで廃止する。

添付書類：別紙第 1 及び別紙第 2

配布区分：整備計画局施設計画課、施設整備官、提供施設計画官

令和 6 年 3 月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和 6 年 2 月

1. 令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額、義務化分の有給休暇取得に要する費用、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映している。加えて、元請企業から下請企業を経由せず、直接支給する手当がある実態を踏まえ、この手当を新たに反映している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

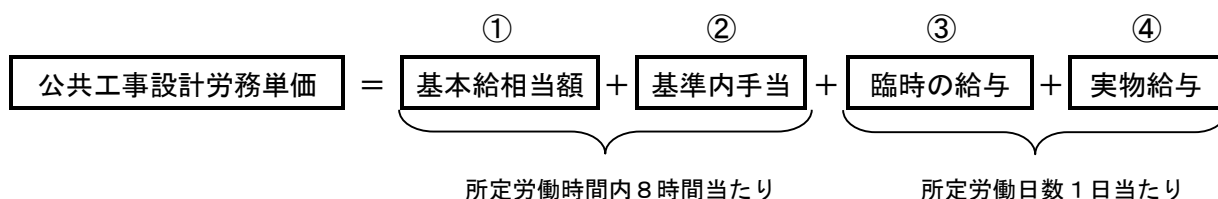
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和5年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、9,742件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で78,241人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	759	7,556
東北	1,081	10,163
関東	1,596	15,167
北陸	793	6,867
中部	1,162	8,101
近畿	1,030	8,112
中国	900	7,220
四国	820	5,493
九州	1,126	7,909
沖縄	205	1,653
全国計	9,472	78,241

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内 8 時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和 5 年 1 0 月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	23,600	20,000	17,500	22,700	30,800	27,700			25,300	27,300
東 北	02 青森県	27,400	20,700	16,600	22,500	31,400	28,900		28,900	23,200	29,600
	03 岩手県	26,000	22,100	17,100	23,700	33,000	27,700		28,900	24,400	29,400
	04 宮城県	27,600	22,100	18,500	24,800	34,000	31,500		29,000	26,100	35,500
	05 秋田県	26,100	21,200	18,000	23,600	31,900	28,900		29,300	24,200	30,700
	06 山形県	26,000	21,000	18,800	23,900	30,100	28,800	28,500	28,800	25,000	30,900
	07 福島県	27,700	22,000	20,100	24,500	33,000	31,300	30,200	29,200	25,600	31,300
関 東	08 茨城県	25,100	24,000	16,100	25,100	28,200	29,200	30,700	29,000	25,700	28,200
	09 栃木県	24,800	22,400	15,900	24,800	29,900	27,600	30,800	29,000	25,300	28,100
	10 群馬県	24,900	23,700	17,100	25,000	31,300	26,300	29,600	28,800	24,800	27,300
	11 埼玉県	26,700	24,300	16,900	24,700	29,900	30,400	30,800	29,100	27,200	30,200
	12 千葉県	27,600	23,900	16,800	25,800	29,800	31,500	31,400	29,100	27,500	31,400
	13 東京都	28,300	25,400	17,600	25,900	31,600	31,200	31,400	29,200	30,100	30,900
	14 神奈川県	28,500	25,300	17,200	25,200	29,900	31,300	31,200	28,900	27,700	29,000
	19 山梨県	27,200	25,200	16,800	25,100	30,900	27,900	31,100	28,700	27,100	28,400
	20 長野県	26,200	23,200	17,800	24,900	29,700	27,500	28,800	27,100	25,400	26,600
北 陸	15 新潟県	26,100	21,900	19,700	23,600	31,900	27,200	27,200	28,600	24,600	28,600
	16 富山県	29,000	23,200	18,400	23,300	33,900	30,500			25,800	30,900
	17 石川県	28,200	24,000	18,400	23,200	34,200	30,800			26,000	30,500
中 部	21 岐阜県	26,600	23,500	17,600	24,900	31,100	29,400			23,800	28,800
	22 静岡県	26,200	24,700	15,900	23,900	30,700	28,300	31,200	33,400	25,100	29,400
	23 愛知県	27,700	23,500	18,100	24,200	32,200	30,200			23,900	28,800
	24 三重県	26,400	22,700	17,100	25,200	31,700	30,900			24,000	29,200
近 畿	18 福井県	24,400	20,000	15,600	23,500	27,700	25,100		29,300	22,500	26,100
	25 滋賀県	24,700	21,300	16,300	24,300	28,900	26,600		29,000	23,900	27,400
	26 京都府	24,000	22,300	15,300	24,300	28,000	26,300			23,300	26,500
	27 大阪府	25,700	21,800	15,200	24,300	29,000	28,000			24,300	27,000
	28 兵庫県	23,200	22,000	15,300	23,200	27,500	26,600		28,900	23,000	25,300
	29 奈良県	25,900	21,900	16,200	25,400	28,900	27,200			23,900	27,100
	30 和歌山県	25,100	22,200	15,700	24,000	27,900	27,000			24,100	26,000
中 国	31 鳥取県	21,600	16,800	15,200	21,800	25,300	24,100		23,900	21,500	25,400
	32 島根県	22,000	18,100	15,300	21,100	24,200	24,000			21,500	25,000
	33 岡山県	23,300	19,700	15,600	22,200	26,000	25,100		23,800	22,100	25,500
	34 広島県	23,600	20,500	15,400	21,200	26,200	24,700			22,800	24,300
	35 山口県	22,000	18,800	15,300	21,400	25,400	24,700			22,400	25,100
四 国	36 徳島県	23,300	21,900	15,800	21,800	30,700	25,300			23,700	24,500
	37 香川県	24,200	22,600	15,800	22,300	28,700	25,400			24,200	24,800
	38 愛媛県	22,900	19,700	15,300	22,100	28,300	25,200			23,100	23,400
	39 高知県	22,600	20,100	16,300	22,600	29,400	25,700			23,100	23,500
九 州	40 福岡県	25,600	21,900	14,900	22,200	27,100	27,000	29,000	26,500	24,100	26,200
	41 佐賀県	22,600	18,900	14,500	22,200	26,700	25,500	29,500	26,900	23,700	25,800
	42 長崎県	23,600	19,800	15,300	22,900	26,500	25,300	29,700	26,700	22,700	25,700
	43 熊本県	24,100	20,300	16,100	22,500	27,800	26,500	29,600	26,500	22,300	26,500
	44 大分県	23,000	19,000	15,200	22,200	25,700	26,000	29,100	26,100	22,600	26,300
	45 宮崎県	25,700	18,500	15,300	22,300	25,900	26,300	29,500	26,100	22,100	24,800
	46 鹿児島県	28,200	19,900	16,400	21,900	30,000	26,800	29,500	26,100	22,700	26,200
沖 縄	47 沖縄県	25,300	21,400	16,000	21,700	25,400	31,900			19,900	29,200

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	28,700	27,800	30,100	24,900	20,700	38,400	47,700		43,800	31,100
東 北	02 青森県	26,700	25,400	28,100	31,700	28,100	37,900	47,100	33,900	42,300	30,000
	03 岩手県	27,000	26,500	28,300	31,000	25,500	37,800	47,100	33,800	44,600	30,200
	04 宮城県	30,500	31,000	30,500	32,600	28,500	37,700	46,700	33,600	44,600	30,100
	05 秋田県	27,800	27,700	29,100	30,900	29,100	38,200	47,700	34,300	43,700	30,900
	06 山形県	28,700	30,600	30,300	28,900	25,600	38,000	47,100	34,000	43,300	30,500
	07 福島県	28,600	30,700	30,200	27,600	24,300	38,000	47,000	33,900	43,200	30,000
関 東	08 茨城県	25,800	28,800	31,700	28,200	23,000	34,900	41,500	35,500	36,200	29,200
	09 栃木県	26,700	30,300	32,500	25,400	23,900	35,000	41,500	35,500	36,700	29,600
	10 群馬県	26,200	26,400	30,300	25,800	21,500	35,000	41,600	35,500	39,500	29,500
	11 埼玉県	27,200	30,800	31,600	29,300	25,200	34,900	41,500	35,500	34,900	29,300
	12 千葉県	27,100	31,100	31,800	28,500	25,000	35,000	41,500	35,500	34,800	29,300
	13 東京都	28,000	32,700	33,800	28,900	23,600	35,100	41,600	35,600	33,900	29,400
	14 神奈川県	28,000	32,700	34,600	30,000	25,200	35,000	41,600	35,500	37,600	29,300
	19 山梨県	28,300	30,900	33,300	28,900	24,600	35,200	41,700	35,700	36,400	29,400
	20 長野県	26,600	27,700	29,500	25,800	22,200	35,200	41,900	35,700	38,400	29,700
北 陸	15 新潟県	27,500	28,300	29,700	25,600	23,300	38,500	47,700	34,400	45,500	31,200
	16 富山県	30,500	30,200	31,000	27,000	23,200	38,500	47,700	34,400	46,400	30,900
	17 石川県	30,000	29,800	30,700	26,500	24,400	38,700	47,800	34,500	46,400	31,600
中 部	21 岐阜県	28,000	28,300	30,700	28,300	24,500	35,600	44,000	33,500	42,500	31,300
	22 静岡県	30,400	30,100	33,100	27,600	24,800	35,500	44,000	33,500	42,100	31,100
	23 愛知県	28,500	29,700	32,400	27,900	25,300	35,700	44,100	33,500	41,500	31,100
	24 三重県	29,700	28,800	31,900	27,400	24,300	35,600	44,200	33,600	42,600	30,800
近 畿	18 福井県	25,600	27,200	28,500	24,200	23,900	35,000	42,300	29,000	43,100	30,800
	25 滋賀県	25,100	27,300	29,800	25,100	22,900	35,000	42,200	28,800	43,600	30,800
	26 京都府	25,400	28,100	29,600	23,800	22,000	35,000	42,200	28,800	42,800	29,600
	27 大阪府	25,900	29,000	29,200	25,600	22,300	35,100	42,200	28,900	42,500	29,400
	28 兵庫県	24,400	26,000	28,900	24,100	22,000	35,100	42,200	28,900	42,100	29,400
	29 奈良県	25,900	28,900	30,700	24,800	22,500	35,000	42,200	28,900	43,300	29,600
	30 和歌山県	25,300	28,200	29,300	23,400	21,900	35,100	42,200	28,900	41,300	29,300
中 国	31 鳥取県	23,500	25,100	26,700	19,800	18,100	33,500	41,600	30,500	40,100	27,800
	32 島根県	22,800	23,300	24,500	21,600	18,500	33,500	41,600	30,500	41,000	28,700
	33 岡山県	23,900	25,000	26,900	23,200	20,800	33,600	41,700	30,600	39,200	28,500
	34 広島県	23,700	23,800	24,700	23,700	20,800	33,500	41,500	30,400	41,100	28,400
	35 山口県	23,200	23,000	25,100	21,900	20,100	33,600	41,700	30,600	41,700	28,700
四 国	36 徳島県	24,500	25,100	26,900	21,700	20,700	34,900	43,200	27,600	38,300	27,600
	37 香川県	24,600	25,100	27,000	23,300	21,700	34,800	43,100	27,600	38,600	27,500
	38 愛媛県	24,500	25,100	27,000	23,700	21,400	34,900	43,200	27,700	38,500	27,400
	39 高知県	24,600	25,400	27,100	24,200	21,900	34,900	43,200	27,600	38,600	27,500
九 州	40 福岡県	23,800	26,900	27,900	24,800	22,400	36,900	45,700	34,200	40,400	28,500
	41 佐賀県	24,200	27,700	27,500	27,400	23,200	37,000	45,900	34,400	39,200	29,000
	42 長崎県	23,800	27,300	27,000	23,400	21,500	37,100	46,000	34,500	40,200	29,200
	43 熊本県	24,100	27,200	27,500	24,300	22,100	37,200	46,100	34,400	40,500	28,100
	44 大分県	24,200	26,000	27,100	26,000	24,800	37,100	46,000	34,500	39,400	28,000
	45 宮崎県	24,000	26,600	26,300	26,000	23,000	37,000	45,900	34,400	41,100	28,000
	46 鹿児島県	24,000	27,100	27,400	28,800	26,300	37,100	46,000	34,500	40,900	28,400
沖 縄	47 沖縄県	22,700	27,500	27,200	28,600	26,400	37,300	46,300		31,200	25,400

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水土	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	43,200	33,000	35,400	43,600	26,900	30,400	24,900	45,600	31,500	29,700
東 北	02 青森県	43,600	32,400	37,200	42,300	32,000	31,400	25,600	52,200	34,200	34,000
	03 岩手県	43,700	32,500	37,300	43,800	31,900	31,500	25,500	54,300	35,600	35,800
	04 宮城県	43,400	32,300	37,000	47,900	32,100	31,300	25,400	59,400	38,900	38,700
	05 秋田県	44,100	33,300	37,600	44,100	33,500	31,800	25,900	54,500	35,500	35,500
	06 山形県	43,800	32,900	37,300	42,800	31,000	31,500	26,800	54,400	35,600	35,400
	07 福島県	43,600	32,500	37,300	42,700	29,200	31,500	26,800	54,400	35,600	35,700
関 東	08 茨城県	38,600	32,700	33,500	37,400	29,000	38,400	29,400	43,900	29,700	31,900
	09 栃木県	38,600	33,100	33,400	37,700	28,900	38,400	29,400	44,100	30,500	32,200
	10 群馬県	38,400	32,900	33,400	37,700	29,000	38,500	29,400	45,900	29,800	31,400
	11 埼玉県	38,600	33,700	33,500	37,900	29,400	36,400	29,400	45,700	34,400	33,600
	12 千葉県	38,500	33,100	33,500	37,900	30,000	36,400	29,400	45,700	34,400	33,700
	13 東京都	38,400	32,900	33,600	38,500	31,000	36,600	29,500	47,200	34,500	33,500
	14 神奈川県	38,400	32,600	33,600	37,600	31,400	36,500	29,400	46,300	33,500	32,200
	19 山梨県	38,700	32,900	33,600	36,900	29,800	36,400	29,300	46,800	32,900	32,300
	20 長野県	38,400	33,100	33,800	36,500	29,000	36,700	29,400	44,900	31,200	32,300
北 陸	15 新潟県	48,200	35,800	43,100	41,400	26,900	35,400	27,700	48,200	30,600	32,500
	16 富山県	47,800	35,700	43,100	42,500	28,600	33,800	27,600	49,000	30,700	33,300
	17 石川県	48,100	36,100	43,300	43,500	30,700	34,000	27,900	47,500	31,900	31,500
中 部	21 岐阜県	43,900	33,500	38,000	39,600	29,300	33,800	26,600	43,400	29,400	26,800
	22 静岡県	43,800	34,300	38,000	39,900	29,500	33,600	26,500	49,500	31,900	30,300
	23 愛知県	43,900	33,400	38,100	39,200	29,300	33,700	26,600	46,600	31,300	27,200
	24 三重県	43,900	33,500	38,200	40,800	28,300	33,400	26,400	46,600	30,500	27,100
近 畿	18 福井県	43,000	32,800	32,200	40,000	26,600	31,000	24,500	37,500	27,200	29,700
	25 滋賀県	43,800	32,400	31,900	39,500	26,900	29,000	24,700	37,700	28,300	29,400
	26 京都府	43,200	32,400	31,900	39,500	26,500	29,000	24,700	37,200	28,300	29,200
	27 大阪府	42,900	32,800	31,900	40,300	27,500	31,100	24,800	38,200		29,700
	28 兵庫県	43,100	32,800	32,100	39,900	26,100	29,800	24,400	39,200		30,300
	29 奈良県	43,900	32,400	31,900	39,400	27,700	30,400	24,800	37,400	28,300	29,600
	30 和歌山県	43,200	32,400	32,000	39,500	27,800	29,100	24,800	37,400	28,300	29,100
中 国	31 鳥取県	44,000	28,700	29,000	36,000	24,300	28,900	23,300	44,100	30,600	31,000
	32 島根県	44,000	28,700	29,000	35,600	23,300	28,900	23,300	44,300	32,300	31,200
	33 岡山県	44,400	29,000	29,000	36,000	25,000	29,400	23,300	44,100	30,700	31,200
	34 広島県	43,900	29,000	29,000	36,000	24,200	29,000	23,800	44,900	32,700	31,500
	35 山口県	44,100	29,000	29,000	36,000	24,800	28,900	23,100	45,000	32,700	31,600
四 国	36 徳島県	39,700	31,700	32,000	36,800	26,400	38,300	29,200	47,700		25,100
	37 香川県	39,900	31,600	32,000	37,200	26,400	38,400	30,500	48,500		25,600
	38 愛媛県	39,900	31,400	32,100	35,900	27,700	38,100	29,200	48,300		25,200
	39 高知県	39,600	31,700	32,100	36,800	26,200	38,100	28,700	48,100		25,300
九 州	40 福岡県	43,400	31,700	32,200	37,900	29,000	33,100	25,800	41,100	27,000	27,900
	41 佐賀県	43,700	31,800	32,400	38,300	27,700	33,000	25,900	41,400	27,100	28,000
	42 長崎県	43,700	31,800	32,500	38,300	27,300	31,700	24,900	41,100	26,900	27,700
	43 熊本県	43,600	31,800	32,400	36,900	28,400	33,200	25,300	41,300	27,100	27,900
	44 大分県	43,700	31,800	32,500	37,500	28,700	33,100	25,500	41,400	27,000	27,800
	45 宮崎県	43,700	31,800	32,400	38,100	29,100	31,700	24,900	41,300	26,900	27,700
沖 縄	46 鹿児島県	43,600	31,800	32,500	38,400	31,500	31,500	24,900	41,500	27,000	28,000
	47 沖縄県	41,000	37,800	28,500	44,000	30,700	27,700	25,300	49,200	31,400	34,900

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	36,500	32,900	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	
東北	02 青森県		37,800	33,700	29,600	30,100	23,600	27,400	26,800	28,000	22,500
	03 岩手県		37,700	34,000	30,400	31,900	25,200	27,400	27,000	28,200	22,500
	04 宮城県		37,800	38,400	33,000	34,600	26,400	27,200	29,600	30,600	22,600
	05 秋田県		38,200	30,700	33,000	30,800	23,100	27,800	27,800	28,200	22,800
	06 山形県		34,100	30,900	28,500	30,000	25,400	27,500	30,900	29,000	22,600
	07 福島県		41,700	28,700	31,600	30,200	25,900	27,400	30,500	29,400	22,600
関東	08 茨城県	30,700	54,700	28,700	29,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300	24,200
	09 栃木県	30,600	55,600	28,400	29,500	30,000	26,100	28,500	31,700	31,700	24,200
	10 群馬県	30,800	51,600	28,300	28,500	26,500	25,200	28,500	29,200	28,900	24,200
	11 埼玉県	30,600	55,700	29,800	28,700	29,800	25,800	28,500	32,900	32,200	
	12 千葉県	30,600	57,000	28,900	28,700	30,300	26,300	28,500	33,000	32,300	
	13 東京都	30,700	54,400	30,000	28,800	30,800	27,000	28,600	34,200	32,400	
	14 神奈川県	30,700	52,800	29,900	28,700	29,900	25,600	28,500	31,300	31,700	
	19 山梨県	30,700	52,300	30,000	28,900	29,500	25,600	28,500	30,900	31,300	
	20 長野県	30,800	46,300	26,400	28,200	25,500	24,900	28,700	28,800	29,300	24,700
北陸	15 新潟県	32,000	34,400	26,700	27,800	27,600	24,800	28,900	27,100	28,900	23,600
	16 富山県	31,300	39,800	29,600	28,500	28,600	24,900	28,800	27,100	29,300	
	17 石川県	31,500	40,700	29,100	28,600	28,200	25,300	29,000	28,300	29,800	
中部	21 岐阜県	32,800	45,100	30,200	31,300	26,900	24,200	28,200	27,100	29,300	
	22 静岡県	32,500	48,300	28,400	31,200	28,400	24,300	28,200	29,800	30,500	25,000
	23 愛知県	32,700	45,900	30,500	31,700	27,600	24,600	28,200	29,300	29,700	
	24 三重県	32,600	47,500	28,500	31,300	27,000	24,900	28,300	29,200	31,800	
近畿	18 福井県	26,500	40,600	27,100	25,500	25,700	23,800	28,900	26,100	26,900	
	25 滋賀県	26,400	40,700	27,500	26,600	26,600	24,500	28,800	26,800	26,900	
	26 京都府	26,400	41,300	28,400	26,300	26,900	24,400	28,800	26,800	27,500	
	27 大阪府	26,400	43,000	30,000	26,400	27,100	25,000	28,800	26,900		
	28 兵庫県	26,400	40,300	28,200	26,200	25,700	22,500	28,800	26,000	28,000	
	29 奈良県	26,400	44,200	29,600	26,600	27,700	25,000	28,800	26,800	27,500	
	30 和歌山県	26,400	41,800	30,000	26,400	27,200	24,000	28,900	26,600	27,600	
中国	31 鳥取県		37,500	24,400	23,500	22,400	21,500	26,600	25,900	24,000	
	32 島根県		31,300	23,500	23,900	21,600	21,200	26,900	24,600	23,500	
	33 岡山県		35,800	25,300	23,500	22,700	22,200	26,700	26,300	23,900	
	34 広島県		31,400	24,600	23,800	22,400	21,400	26,800	25,300	23,200	
	35 山口県		31,600	23,600	24,100	22,000	21,700	27,000	25,000	23,600	
四国	36 徳島県	25,100	32,400	25,900		25,000	22,000		25,000		
	37 香川県	25,100	32,400	25,800		25,000	23,000		25,100		
	38 愛媛県	25,200	32,400	25,700		24,800	21,900		24,800		
	39 高知県	25,100	32,400	25,300		24,700	21,600		24,800		
九州	40 福岡県		32,800	25,800	25,600	26,000	22,800	27,700	26,500	25,400	
	41 佐賀県		34,400	28,000	25,800	26,200	22,400	27,900	26,800	25,600	
	42 長崎県		33,900	25,600	25,700	26,100	22,300	27,800	26,400	25,800	
	43 熊本県		33,800	25,800	25,800	25,700	21,900	27,800	26,600	25,400	
	44 大分県		33,600	25,000	25,500	25,800	22,700	27,800	26,600	25,600	
	45 宮崎県		33,200	26,200	25,300	25,700	21,700	27,900	26,300	25,500	
	46 鹿児島県		33,400	28,800	25,900	26,200	22,100	27,800	26,400	25,600	
沖縄	47 沖縄県			29,800		28,500	20,300		35,000		

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	36,500	32,900	26,400	28,100	28,300	24,100	28,200	30,200	28,700	
東 北	02 青森県		37,800	33,700	29,600	30,100	23,600	27,400	26,800	28,000	22,500
	03 岩手県		37,700	34,000	30,400	31,900	25,200	27,400	27,000	28,200	22,500
	04 宮城県		37,800	38,400	33,000	34,600	26,400	27,200	29,600	30,600	22,600
	05 秋田県		38,200	30,700	33,000	30,800	23,100	27,800	27,800	28,200	22,800
	06 山形県		34,100	30,900	28,500	30,000	25,400	27,500	30,900	29,000	22,600
	07 福島県		41,700	28,700	31,600	30,200	25,900	27,400	30,500	29,400	22,600
関 東	08 茨城県	30,700	54,700	28,700	29,100	29,700	26,000	28,400	30,700	31,300	24,200
	09 栃木県	30,600	55,600	28,400	29,500	30,000	26,100	28,500	31,700	31,700	24,200
	10 群馬県	30,800	51,600	28,300	28,500	26,500	25,200	28,500	29,200	28,900	24,200
	11 埼玉県	30,600	55,700	29,800	28,700	29,800	25,800	28,500	32,900	32,200	
	12 千葉県	30,600	57,000	28,900	28,700	30,300	26,300	28,500	33,000	32,300	
	13 東京都	30,700	54,400	30,000	28,800	30,800	27,000	28,600	34,200	32,400	
	14 神奈川県	30,700	52,800	29,900	28,700	29,900	25,600	28,500	31,300	31,700	
	19 山梨県	30,700	52,300	30,000	28,900	29,500	25,600	28,500	30,900	31,300	
	20 長野県	30,800	46,300	26,400	28,200	25,500	24,900	28,700	28,800	29,300	24,700
北 陸	15 新潟県	32,000	34,400	26,700	27,800	27,600	24,800	28,900	27,100	28,900	23,600
	16 富山県	31,300	39,800	29,600	28,500	28,600	24,900	28,800	27,100	29,300	
	17 石川県	31,500	40,700	29,100	28,600	28,200	25,300	29,000	28,300	29,800	
中 部	21 岐阜県	32,800	45,100	30,200	31,300	26,900	24,200	28,200	27,100	29,300	
	22 静岡県	32,500	48,300	28,400	31,200	28,400	24,300	28,200	29,800	30,500	25,000
	23 愛知県	32,700	45,900	30,500	31,700	27,600	24,600	28,200	29,300	29,700	
	24 三重県	32,600	47,500	28,500	31,300	27,000	24,900	28,300	29,200	31,800	
近 畿	18 福井県	26,500	40,600	27,100	25,500	25,700	23,800	28,900	26,100	26,900	
	25 滋賀県	26,400	40,700	27,500	26,600	26,600	24,500	28,800	26,800	26,900	
	26 京都府	26,400	41,300	28,400	26,300	26,900	24,400	28,800	26,800	27,500	
	27 大阪府	26,400	43,000	30,000	26,400	27,100	25,000	28,800	26,900		
	28 兵庫県	26,400	40,300	28,200	26,200	25,700	22,500	28,800	26,000	28,000	
	29 奈良県	26,400	44,200	29,600	26,600	27,700	25,000	28,800	26,800	27,500	
	30 和歌山県	26,400	41,800	30,000	26,400	27,200	24,000	28,900	26,600	27,600	
中 国	31 鳥取県		37,500	24,400	23,500	22,400	21,500	26,600	25,900	24,000	
	32 島根県		31,300	23,500	23,900	21,600	21,200	26,900	24,600	23,500	
	33 岡山県		35,800	25,300	23,500	22,700	22,200	26,700	26,300	23,900	
	34 広島県		31,400	24,600	23,800	22,400	21,400	26,800	25,300	23,200	
	35 山口県		31,600	23,600	24,100	22,000	21,700	27,000	25,000	23,600	
四 国	36 徳島県	25,100	32,400	25,900		25,000	22,000		25,000		
	37 香川県	25,100	32,400	25,800		25,000	23,000		25,100		
	38 愛媛県	25,200	32,400	25,700		24,800	21,900		24,800		
	39 高知県	25,100	32,400	25,300		24,700	21,600		24,800		
九 州	40 福岡県		32,800	25,800	25,600	26,000	22,800	27,700	26,500	25,400	
	41 佐賀県		34,400	28,000	25,800	26,200	22,400	27,900	26,800	25,600	
	42 長崎県		33,900	25,600	25,700	26,100	22,300	27,800	26,400	25,800	
	43 熊本県		33,800	25,800	25,800	25,700	21,900	27,800	26,600	25,400	
	44 大分県		33,600	25,000	25,500	25,800	22,700	27,800	26,600	25,600	
	45 宮崎県		33,200	26,200	25,300	25,700	21,700	27,900	26,300	25,500	
	46 鹿児島県		33,400	28,800	25,900	26,200	22,100	27,800	26,400	25,600	
沖 縄	47 沖縄県			29,800		28,500	20,300		35,000		

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	28,100		27,100	24,200		23,600	27,200	27,100	16,900	14,000
東 北	02 青森県	30,200		26,600	25,600	25,800	22,400	25,400	26,200	15,600	13,500
	03 岩手県	30,200		26,800	25,600	25,800	22,600	25,300	26,000	16,500	14,100
	04 宮城県	32,400		29,300	25,200	25,900	23,200	25,300	26,100	18,200	15,200
	05 秋田県	30,900		27,200	25,900	26,100	22,800	25,700	26,500	16,000	13,500
	06 山形県	30,100		28,400	25,600	25,200	24,100	25,500	26,300	17,900	15,100
	07 福島県	30,700	31,500	29,200	25,600	26,700	23,700	25,500	26,100	18,200	15,200
関 東	08 茨城県	30,500		31,300	29,800	26,900	26,600	26,100	26,400	17,900	16,400
	09 栃木県	30,600		31,900	29,700	26,900	26,300	26,100	26,400	17,500	15,200
	10 群馬県	29,500		31,000	29,800	25,700	25,400	26,100	26,400	16,700	14,800
	11 埼玉県	30,100		31,500	29,800	26,800	26,900	26,100	26,400	17,700	15,900
	12 千葉県	30,200		30,900	29,800	26,900	26,500	26,100	26,400	18,300	16,000
	13 東京都	30,400		31,300	29,900	26,900	27,000	26,200	26,400	19,000	16,600
	14 神奈川県	29,900		31,700	29,900	25,700	26,000	26,100	26,400	18,800	16,600
	19 山梨県	30,100		31,900	29,900	25,700	25,900	26,100	26,400	17,200	15,200
	20 長野県	29,200		30,600	30,100	25,700	25,500	26,100	26,400	15,900	13,600
北 陸	15 新潟県	32,000		29,000	26,800	23,300	22,900	26,100	27,900	17,600	15,700
	16 富山県	31,000		28,900	26,800	23,000	23,400	26,100	27,800	17,400	16,200
	17 石川県	30,500		28,100	26,900	22,800	23,700	26,200	28,000	18,200	16,200
中 部	21 岐阜県	31,600		29,200	29,100	25,300	25,400	28,200	29,000	18,400	15,900
	22 静岡県	31,100		36,500	29,000	25,300	27,000	28,000	28,900	19,000	15,700
	23 愛知県	31,100		32,900	29,100	25,300	25,600	28,100	29,000	19,700	16,200
	24 三重県	31,800		33,000	29,100	25,600	26,600	28,200	29,000	18,700	15,500
近 畿	18 福井県	27,000		28,700	26,800	26,700	23,700	26,500	25,500	17,000	14,800
	25 滋賀県	29,200		29,300	26,600	26,800	24,700	27,000	26,600	16,300	13,700
	26 京都府	29,200		29,400	26,600		25,000	26,800	26,300	16,500	13,200
	27 大阪府	28,700		29,400	26,700		24,300	26,500	26,100	16,200	14,000
	28 兵庫県	28,700		29,400	26,700		24,000	26,600	26,100	16,600	13,700
	29 奈良県	29,200		29,500	26,600		25,400	27,000	26,000	16,700	13,900
	30 和歌山県	28,900		29,400	26,700		25,100	26,800	25,800	16,200	13,800
中 国	31 鳥取県	24,000		25,200	22,600	24,200	21,700	21,800	25,000	16,700	13,400
	32 島根県	23,800		24,600	22,600	23,500	21,700	21,800	25,000	16,700	14,300
	33 岡山県	23,900		25,800	22,600	24,200	21,900	21,900	25,000	17,300	15,000
	34 広島県	23,800		24,600	22,600	23,300	21,600	21,800	25,000	17,200	14,700
	35 山口県	23,900		24,900	22,600	23,500	21,600	21,800	25,000	17,000	14,200
四 国	36 徳島県				22,600		21,100		23,400	15,500	13,800
	37 香川県				22,600		21,100		23,400	15,600	14,000
	38 愛媛県				22,600		21,100		23,400	14,900	12,600
	39 高知県				22,600		21,100		23,400	14,200	12,000
九 州	40 福岡県			27,100	26,700	23,500	23,300	23,800	26,800	15,700	14,100
	41 佐賀県			27,200	26,800	23,600	23,200	23,900	27,100	15,700	13,900
	42 長崎県			28,300	26,900	23,600	23,400	23,900	27,300	15,900	14,800
	43 熊本県			27,300	27,000	23,500	23,100	23,900	26,800	15,400	13,500
	44 大分県			27,200	26,800	23,500	23,600	23,900	26,900	15,700	12,800
	45 宮崎県			27,000	26,800	23,600	23,400	23,900	26,700	15,700	12,400
	46 鹿児島県			26,800	26,900	23,600	23,300	23,900	26,700	16,700	14,400
沖 縄	47 沖縄県			23,200	26,000		20,300		23,500	14,600	12,400

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 エ	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク エ	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 エ	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋 り ょ う 特 殊 工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋 り ょ う 塗 装 工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋 り ょ う 世 話 役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土 木 一 般 世 話 役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水土士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの - 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 - 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 - 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの - 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 - 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 - 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 - その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 - 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） - 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - 配管ならびに管の撤去 - 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 - 電触防護
37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの - コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） - 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 エ	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 エ	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル エ	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ エ	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き エ	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 エ	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス エ	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 エ	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト エ	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 エ	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 エ	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

1 措置の概要

令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の適用に伴い、2 に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第 6 7 条の規定に基づいて請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

2 具体的な取扱い

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（防整技第 3 1 1 9 号。令和 5 年 2 月 2 1 日）別紙第 1 を適用しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

3 その他

2 に定める工事の受注者に対しては、本特例措置について説明するものとする。